

---

# 平成22年度大阪府内市町村における高齢者虐待の対応状況 と大阪府の取組について

---

平成18年4月に施行した「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（以下、「高齢者虐待防止法」といいます。）」に基づく、平成22年度の府内市町村の対応状況等は、別紙のとおりでした。以下、その概況及び大阪府の取組を報告します。

なお、公表する内容のうち、養介護施設従事者等<sup>\*1</sup>による高齢者虐待の状況等は、高齢者虐待防止法第25条の規定により公表するものです。

## I 概況

### 1 養介護施設従事者等による虐待

- 件数は、6件でした。
- 種別・類型は「身体的虐待」が6件、「心理的虐待」が1件でした。（重複あり）
- 発生した施設の種別では、「特別養護老人ホーム」「居宅介護支援事業所」が各2件、「グループホーム」「有料老人ホーム」各1件でした。
- 全ての事案に対して、市町村が施設等への指導や被虐待高齢者の保護等の対応を行っています。

### 2 養護者<sup>\*2</sup>による虐待

#### (1) 市町村への相談・通報等

- 市町村の相談・通報受理件数は1,763件で、虐待を受けた又は受けたと思われると判断された事例（以下、「虐待事例」といいます。）は1,233件でした。これは、昨年度と比較して、相談・通報受理件数で320件(22.2%)、虐待事例で197件(19.0%)の増加となっています。
- 相談・通報者は「介護支援専門員・介護保険事業所職員」が、相談・通報受理件数の40%強で、次いで「警察」からの通報が約20%ありました。

#### (2) 虐待の種別・類型

- 「身体的虐待」が約6割以上と最も多く、次いで「心理的虐待」、「経済的虐待」、「介護・世話の放棄・放任」の順でした。

#### (3) 被虐待高齢者・虐待者の状況・関係等

- 被虐待高齢者の性別では、「女性」が4分の3以上で、年齢階級別では「70-79歳」が4割以上を占めていました。
- 被虐待高齢者からみた虐待者の続柄は、「息子」が43.4%と最も多く、次いで「夫」

が19・8%でした。また、8割以上の被虐待高齢者が虐待者と同居でした。

#### (4) 虐待への対応策

- 「被虐待高齢者と虐待者を分離」した事案は、545件(39.2%)で、うち主な対応は、「契約による介護保険サービスの利用」が142件(26.0%)と最も多く、次いで「医療機関への一時入院」が139件(25.5%)でした。「老人福祉法に基づくやむを得ない事由等による措置」は92件(16.9%)でした。
- 「被虐待高齢者と虐待者を分離していない事案」は759件(54.6%)で、うち主な対応は、「養護者に対する助言・指導」が310件(40.8%)と最も多く、次いで「見守り」が195件(25.7%)「既に介護保険サービスを受けているが、ケアプランを見直し」が193件(25.4%)でした。

## II 大阪府の取組

高齢者虐待防止法の施行により、市町村を第一義的な責任主体とする体制整備が制度化されたことを踏まえ、全ての市町村で高齢者虐待に対応する窓口を明確にするとともに、権利擁護業務を担う地域包括支援センターの設置など体制整備が進められました。

大阪府では、市町村が高齢者虐待防止の取組に的確に対応できるよう、市町村での専門人材育成や対応困難な事案への介入を通じた体制整備の支援を行っています。

また、介護保険施設内での身体拘束廃止への体制づくりの支援のための「標準マニュアル」の作成・普及など、身体拘束を含めた高齢者虐待に対して市町村や施設が一層効果的な対応を図れるよう支援しています。

今後も、このような取組を引き続き進めていくとともに、広域自治体としての役割をふまえ、処遇困難事例への支援、体制整備支援の2つの柱で取組を進めていきます。

## 高齢者虐待事案の状況（集計結果）

## 1 養介護施設従事者等による高齢者虐待

高齢者虐待防止法に基づき、市町村から大阪府に報告のあった事案の結果は、次のとおりです。

## □集計結果

## (1) 報告件数

虐待事実確認件数	6件
----------	----

## (2) 被虐待高齢者及び虐待者等の状況

うち1件については被虐待者が複数であった。

性別	男性	女性
	1人	5人

年齢	65歳～69歳	70歳～74歳	75歳～79歳	80歳～84歳	85歳～89歳	90歳～94歳
	1人	1人	1人	1人	2人	—

要介護度	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
	—	—	—	2人	—	3人	1人

虐待の種別・類型（重複あり）	身体的虐待	介護・世話の放棄・放任	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待
	6件	—	1件	—	—

虐待があった養介護施設等の種別	特別養護老人ホーム	居宅介護支援事業所	グループホーム	有料老人ホーム
	2件	2件	1件	1件

虐待を行った養介護施設従事者等の職種	介護職員	その他
	3件	3件

## (3) 市町村が行った対応(重複あり)

施設等に対する指導	施設等からの改善計画の提出	注意指導
6件	1件	2件

## 2 養護者による高齢者虐待

養護者による高齢者虐待の状況について、市町村に照会し、大阪府で取りまとめた結果は、次のとおりです。

### □集計結果

#### (1) 相談・通報対受理件数

府内市町村で受け付けた養護者による高齢者虐待の相談・通報件数は、1,763 件で、昨年度と比較して 320 件の増加となっています。

#### (2) 相談・通報者（複数回答）

「介護支援専門員・介護保険事業所職員」が 41.1%と最も多く、次いで「警察」が 20.1%の順でした。

	介護支援専門員・介護保険事業所職員	近隣住民・知人	民生委員	被虐待高齢者本人	家族・親族	虐待者自身	当該市町村行政職員	警察	その他	不明
人	724	96	59	174	154	19	98	354	186	7
%	41.1	5.4	3.3	9.9	8.7	1.1	5.6	20.1	10.6	0.4

※ 相談・通報者には重複があるため、内訳の合計は相談・通報総数 1,763 件と一致しない

※ %は相談・通報総数 1,763 件に対する割合であるため、内訳の合計は 100%にならない

#### (3) 虐待を受けた又は受けたと思われると市町村が判断した事例

訪問調査等の方法で 1,718 件事実確認が行われた結果（平成 21 年度に相談・通報を受理したが、事実確認調査を平成 22 年度中に行った事例も含める）、市町村が虐待を受けた又は受けたと思われると判断した事例の総数は 1,233 件でした。これは、昨年度と比較して 197 件の増加となっています。

#### (4) 虐待の種別・類型

「身体的虐待」が 64.8%と最も多く、次いで「心理的虐待」が 36.0%、「経済的虐待」が 25.4%、「介護・世話の放棄・放任」が 18.1%、「性的虐待」が 0.5%でした。

	身体的虐待	介護・世話の放棄・放任	心理的虐待	性的虐待	経済的虐待
件数	799	223	444	6	313
%	64.8	18.1	36.0	0.5	25.4

※ 虐待の種別・類型には重複があるため、内訳の合計は虐待判断事例総数 1,233 件と一致しない

※ %は虐待判断事例総数 1,233 件に対する割合であるため、合計は 100%にならない

#### (5) 被虐待高齢者の状況

##### ア 性別・年齢

性別では、「女性」が、全体の約 4 分の 3 以上を占め、年齢階級別では「70～79 歳」が最も多く、全体の 4 割以上を占めていました。

	男性	女性	合計
人	284	979	1,263
%	22.5	77.5	100

	65～ 69歳	70～ 79歳	80～ 89歳	90歳 以上	不明	合計
人	172	547	441	98	5	1,263
%	13.6	43.3	34.9	7.8	0.4	100

※ 被虐待高齢者人数は1件の事例に対し被虐待高齢者が複数の場合があるため、虐待判断事例総数1,233件と一致しない

### イ 養介護認定者数

被虐待高齢者1,263人のうち、介護保険の利用申請を行い、「認定済み」の者が68.0%（859人）と7割近くが要介護（要支援）認定者でした。

	人	%
未申請	331	26.2
申請中	34	2.7
認定済み	859	68.0
認定非該当（自立）	36	2.9
不明	3	0.2
合計	1,263	100

### ウ 要介護状態区分及び認知症日常生活自立度

要介護認定者859人における要介護状態区分は、「要介護2」が21.4%と最も多く、次いで「要介護3」が20.2%、「要介護1」が16.4%の順でした。

また、要介護認定者における認知症日常生活自立度「Ⅱ以上」の者は61.1%で、被虐待高齢者全体の41.5%を占めました。

	人	%
要支援1	63	7.3
要支援2	71	8.3
要介護1	141	16.4
要介護2	184	21.4
要介護3	173	20.2
要介護4	138	16.1
要介護5	87	10.1
不明	2	0.2
合計	859	100

	人	%
自立又は認知症なし	148	17.2
自立度Ⅰ	130	15.1
自立度Ⅱ	268	31.2
自立度Ⅲ	175	20.4
自立度Ⅳ	59	6.9
自立度M	22	2.6
認知症あるが自立度不明	50	5.8
認知症の有無が不明	7	0.8
合計	859	100

※ 「認知症あるが自立度不明」には一部「自立度Ⅰ」が含まれている可能性がある

## エ 虐待者との同居・別居の状況

「同居」が82.9%と、8割以上が虐待者と同居でした。

	虐待者と同居	虐待者と別居	その他	合計
件数	1,022	203	8	1,233
%	82.9	16.5	0.6	100

## オ 虐待者との関係

被虐待高齢者からみた虐待者の続柄は、「息子」が43.4%と最も多く、次いで「夫」が19.8%、「娘」が16.4%の順でした。

	夫	妻	息子	娘	息子の 配偶者 (嫁)	娘の配 偶者 (夫)	兄 弟 姉 妹	孫	そ の 他	合計
人	257	62	563	213	44	22	22	62	52	1,297
%	19.8	4.8	43.4	16.4	3.4	1.7	1.7	4.8	4.0	100

※ 虐待者は重複があるため、内訳の合計は被虐待高齢者人数1,263人と一致しない

## (6) 虐待への対応策

### ア 分離の有無

「被虐待高齢者の保護と虐待者の分離を行った事例」が539件(38.8%)でした。また、「被虐待高齢者と虐待者を分離していない事例」は753件(54.2%)でした。

	件数	%
被虐待高齢者の保護と虐待者の分離を行った事例	539	38.8
被虐待高齢者と虐待者を分離していない事例	753	54.2
被虐待高齢者が複数で異なる対応(分離と非分離)を行った事例	6	0.5
現在対応について検討・調整中の事例	46	3.3
その他	45	3.3
合計	1,389	100

※ 平成22年4月1日以前に相談・通報を受理し事実確認調査を行い、虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例のうち、虐待への対応が平成22年4月1日～平成23年3月31日の期間に行われた事例を含むため、虐待判断事例総数1,233件と一致しない

※ ショートステイ(短期入所サービス)を活用した事例については、高齢者を緊急かつ一時的に保護する目的でショートステイを利用した場合は、「被虐待者の保護と虐待者からの分離を行った事例」とし、一般的な利用方法として随時又は定期的にショートステイを利用した事例については、「被虐待者と虐待者を分離していない事例」とした

#### イ 分離を行った事例の対応の内訳

「契約による介護保険サービスの利用」が142件（26.0%）と最も多く、次いで「医療機関への一時入院」が139件（25.5%）でした。「老人福祉法に基づくやむを得ない事由等による措置」は92件（16.9%）の順でした。

	件数	%
契約による介護保険サービスの利用	142	26.0
老人福祉法に基づくやむを得ない事由等による措置	92	16.9
うち面会制限を行った事例	35	
緊急一時保護	62	11.4
医療機関への一時入院	139	25.5
その他	110	20.2
合 計	545	100

※ 分離を行った事例、異なる対応（分離と非分離）を行った事例総数545件に対する割合

#### ウ 分離していない事例の対応の内訳

「養護者に対する助言・指導」が310件（40.8%）と最も多く、次いで「見守り」が195件（25.7%）「既に介護保険サービスを受けているが、ケアプランを見直し」が193件（25.4%）でした。

	件数	%
養護者に対する助言・指導	310	40.8
養護者が介護負担軽減のための事業に参加	29	3.8
被虐待者が新たに介護保険サービスを利用	86	11.3
既に介護保険サービスを受けているが、ケアプランを見直し	193	25.4
被虐待者が介護保険サービス以外のサービスを利用	37	4.9
見守り	195	25.7
その他	83	10.9

※ 分離を行っていない事例、異なる対応（分離と被分離）を行った事例759件に対する割合

※ 事例の対応については重複があるため、内訳の合計は759件に一致しない

## 参考・用語の解説

### ※1 養介護施設従事者等

「養介護施設」又は「養介護事業」の業務に従事する者をいいます。

「養介護施設」とは

- ・老人福祉法に規定される老人福祉施設や有料老人ホーム
- ・介護保険法に規定される地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、地域包括支援センター

「養介護事業」とは

- ・老人福祉法に規定される老人居宅生活支援事業
- ・介護保険法に規定される居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防サービス事業、地域密着型介護予防サービス事業、介護予防支援事業

### ※2 養護者

養護者とは、「高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等以外のもの」であり、高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等が該当します。

## 高齢者虐待防止法の概要

### 名 称

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律

### 施 行

平成18年4月1日

### 主な内容

- 「高齢者虐待」を法律上初めて定義。
  - ・「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。
  - ・「高齢者虐待」とは、家庭における養護者又は施設等の職員による次に掲げる類型の虐待をいう。
    - ①身体的虐待
    - ②養護を著しく怠ること（ネグレクト）
    - ③心理的虐待
    - ④性的虐待
    - ⑤経済的虐待（財産の不当処分、不当に財産上の利益を得ること）
- 住民に身近な市町村を虐待防止行政の主たる担い手として位置付け。
- 高齢者虐待の早期発見・早期対応を主眼とし、市町村が通報の一元的な窓口になる。
- 高齢者を養護する者（養護者）の負担の軽減を図るため、養護者に対する相談、指導や助言等を市町村が行う。
- 都道府県は、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報提供や必要な援助・助言を行う。